

さらなる患者負担増につながる制度改定に係る審議を慎重に行う  
ことを求める意見書

国におかれては、社会保障制度の持続可能性を中長期的に高めることを目的とした制度改定について審議がなされている。その一部が既に実施をされている一方で、経済的な理由から必要な受診ができない事例がふえている。

全国保険医団体連合会などが会員医療機関に対して行った2015年受診実態調査では、会員医療機関のうち、患者の経済的理由と思われる治療中断の経験があると回答しているのは約4割、医療費負担を理由として治療や検査を断られた経験があると回答しているのも約4割となっている。その中で明らかになったのは、必要な検査を断る、薬の処方日数が経過しているのに再診しない、入れ歯や被覆冠の処置をためらうといった実態である。

2017年通常国会では、医療制度において、70歳以上の高齢者の患者負担限度額（高額療養費）を引き上げること、65歳以上の療養病床入院患者に光熱水費相当の負担を求める等の見直しを行うこと、低所得の後期高齢者（75歳以上）などの保険料を引き上げることなどの改定項目を盛り込んだ予算が成立しており、その方向性は本年度以降においても変更されないと思料される。高齢者にとっては大変厳しいものとなっており、医療を必要とする患者から必要な医療が遠ざけられることが危惧される。さらに、受診するたびに定額の窓口負担を追加徴収されることや、薬局で買える薬は保険適用から外されることなどが、引き続き議論されることとなっていることも問題である。これらの制度改定やそれに係る議論いかんでは、高齢者のみならず若い世代における医療費負担が加速度的に増加していくことも懸念され、ひいては多くの国民が医療から遠ざけられることにもなりかねない。

これらのことから、関係省庁におかれては、患者による受診抑制や、これに起因する健康被害を生じさせないためにも、さらなる患者負担増については慎重に審議を行うことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月21日

岩 国 市 議 会